

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、データ管理業務の委託を受けていた申立人（原発事故当時70歳台後半）の就労不能損害について、相双地区の避難指示によって業務量が減少したこと、申立人の年齢や健康状態、業務委託契約の更新実績等を考慮して、平成27年8月分まで減収分の全額が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目及び期間】

就労不能損害（減収分）

（期間 平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金87万2040円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年7月10日